

金融商品の勧誘方針

当社は、次の事項を遵守し、お客さまに対して金融商品の適正な勧誘を行います。

- (1) お客さまの投資目的、知識、経験及び財産の状況に照らして適切な金融商品をお勧めいたします。
- (2) お客さまご自身の判断によって金融商品を選択しご購入いただけるよう、商品内容やリスク内容など重要な事項の説明に努めます。
- (3) 常に誠実、公正な勧誘に心掛け、不確定な事項について断定的な判断を提供したり、故意に事実と異なることを告知することや誤解を招くような勧誘はいたしません。
- (4) 電話や訪問による勧誘については、時間帯や場所がお客さまにとってご迷惑なものとならないよう、常に心掛けます。
- (5) お客さまの信頼と期待にお応えできるよう、常に商品知識の習得に努めます。

株式会社YMF Gグロースパートナーズ

【制定】 2016 年 10 月 3 日

【改定】 2025 年 7 月 1 日